

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

平成 28 年 12 月 21 日

株式会社イノベーション

代表取締役社長 富田 直人

問合せ先：企画管理ユニット 03-5766-3800

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営規模の拡大と組織文化の構築を両立させながら、株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値の向上を図るために、コーポレートガバナンスの構築が不可欠であると考えております。

その実現のため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、経営の健全性・透明性を確保すべく、経営管理体制の強化、充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富田 直人	44,7000	52.43
株式会社N T I	100,000	11.73
株式会社日経 BP	70,000	8.21
株式会社リンクアンドモチベーション	21,000	2.46
当社従業員持ち株会	15,800	1.85
岸本 真行	5,000	0.59
遠藤 俊一	5,000	0.59
関口 陽一	3,000	0.35
鈴木 陽三	2,000	0.23

支配株主名	富田直人
-------	------

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

親会社の有無

—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少數株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人 数	1名

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	E	f	g	h	i	j	k
長谷川 正和	他の会社の出身者/税理士								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

※2 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※3 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 正和	○	2015 年まで当社の顧問税理士でありましたが、取引を解消しており、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	税理士としての会計税務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与する者と判断し、社外取締役として適任と判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を所有しておりますが、その他の人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			おそれはないと考えております。
--	--	--	-----------------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査室及び会計監査人は、相互の監査計画の共有並びにその説明・報告、定期的面談の実施により監査環境や当社固有の問題点を共有し、監査の質的向上を図っております。
なお内部監査室では年に2回の内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役に報告しており、監査役に対しての報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	H	i	j	k	l	m
水谷 利明	他の会社の出身者													
小山 貴子（戸籍名： 大庭 貴子）	他の会社の出身者													
今津 泰輝	他の会社の出身者／弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水谷 利明	○	—	事業会社における長年の管理部門での経験及び監査役の経験を有しております、また異業種で培われた視点からの客観的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を所有しておりますが、その他の人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
小山 貴子 (戸籍名：大庭 貴子)	○	—	社会保険労務士資格を保有し、また他社での監査役の実績があることから労務管理の視点からの監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を所有しておりますが、その他の人的・資本的関係、

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
今津 泰輝	○	—	弁護士としての高度な専門知識を有し、また他社での監査役の実績があることから特に会社法の視点からの監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を所有しておりますが、その他の人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役、監査役及び従業員に対して、企業価値向上等に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストック

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別の開示はしていない
------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示をしております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の報酬額については、取締役について取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、企画管理ユニットが行っており、取締役会においては、事前に付議事項等の情報を提供する他、必要に応じて事前説明も実施しており、適時に適切な情報を提供できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、「取締役会規程」に則り毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見陳述しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名により構成され、全て社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めています。

c. 内部監査室

当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署には事業部門への内部監査を担当する企画管理ユニットとの兼任者3名及び企画管理ユニットへの内部監査を担当する事業部門担当取締役

1名が所属しており、毎事業年度期初に内部監査計画を策定し、年に2回の内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査担当は、内部監査の状況等について、隨時、監査及び会計監査人と連携しております。

d. リスク管理委員会

当社は事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保する体制を構築しております。社内のリスク管理を統括する組織として、代表取締役が委員長となり、取締役、内部監査担当者及び各ユニット長にて組織するリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク及び対策を協議いたします。また、リスク管理委員会には監査役が出席し、必要に応じて意見陳述しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、取締役4名のうち社外取締役1名、監査役3名のうち社外監査役3名の体制であります。社外取締役及び社外監査役は、監査機能の強化または監査役の監査機能強化のため、当社にとって重要な位置づけであります。

当社の事業規模やスピードを勘案し、現状の監査役制度の下、社外取締役及び社外監査役による経営への監督機能を確保しつつ、業務執行の効率化を図ることが、実行性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築につながるものと判断し、現状の体制を構築しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、可能な範囲で、早期発送に向けて努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の設定につきましては、集中日を避け、できるだけ多くの株主の方々に出席いただけるよう、日程調整に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャ	当社ホームページにIRサイトを開設し、そのサイト内で開	

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

一ポリシーの作成・公表	示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行っておりませんが、株主の属性や今後の会社の海外における事業展開等を考慮しながら、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	上場後は当社ホームページに IR 資料の掲載を予定しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	代表取締役社長を責任者として、企画管理ユニット内で実施し、公正かつ適切な IR 活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に当社の企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて適時・適切な情報提供を行っていく方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、平成 27 年 10 月 19 日の取締役会にて、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム構築の基本方針を定めております。概要は次のとおりであります。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。

(2) リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的実施を通じて、

全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- (2) 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- (2) リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役協議会にて報告する。

5 当社に置ける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の運営管理及び内部統制の実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。
- (2) 内部監査室は、当社の内部統制の状況について、必要な都度、取締役会に報告するものとする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲でスタッフとして監査役協議会事務局をあてることとする。
- (2) 監査役の補助業務にあたる使用人は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役協議会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。

(2) 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(3) 取締役は、監査役が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べることができる体制を確保する。

(4) 取締役は、監査役が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査役を常設する。

8 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9 その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。

(2) 取締役は、監査役が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。

(3) 取締役は、監査役が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しないという基本方針の下事業活動を行っておりますので、現在までに反社会的勢力との関係はありません。

また、東京都暴力追放推進センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、所管部署は企画管理ユニットとして、運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、取引先全社の調査を毎年1回行っております。また、取引先との間で締結する「利用規約」では、取引先が過去及び将来においても反社会的勢力ではないことを確約する旨の表明保証条項を盛り込んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

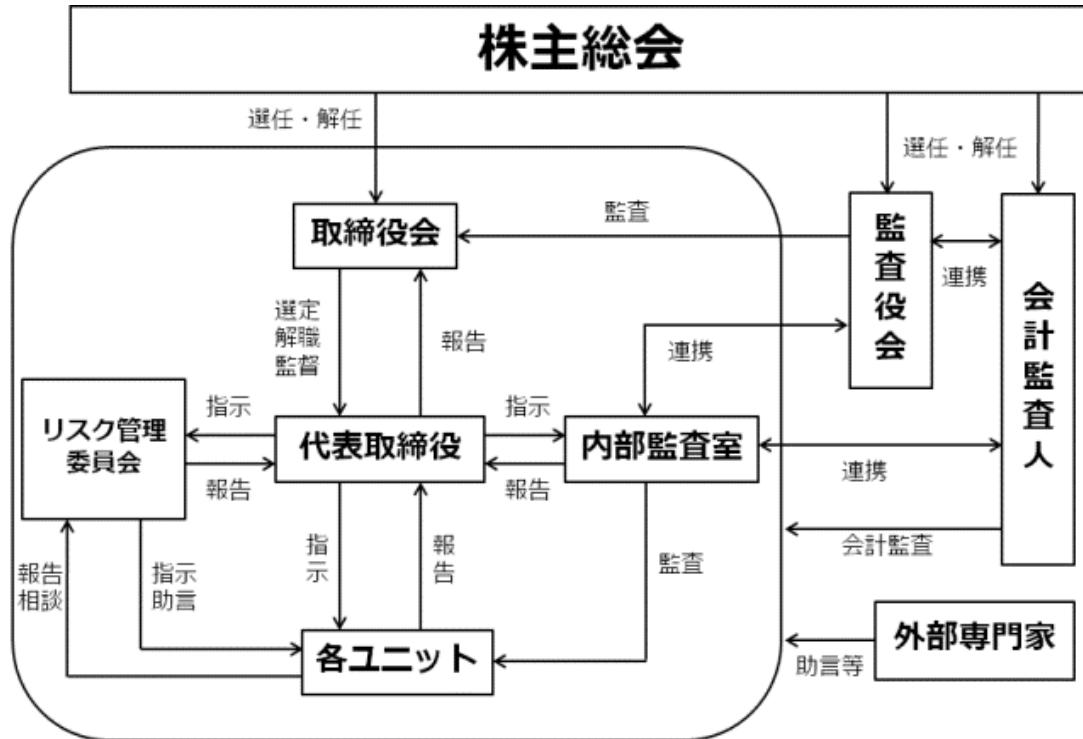
買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンスの概要】



【適時開示体制の概要（模式図）】

